

## 中国税務速報

2026年2月11日

### 一、「財政部、税務総局の公告 2026年第5号」中国債券市場への国外機関投資に対する企業所得税・増値税政策の継続実施に関する財政部、税務総局の公告

中国債券市場の対外開放を一層推進するため、関連する税制政策について以下のとおり公告する。

2026年1月1日から2027年12月31日までの間、国外機関が中国国内債券市場への投資により取得する債券利息収入については、企業所得税及び増値税を暫定的に免除する。

上記の企業所得税の暫定免除の範囲には、国外機関が中国国内に設立した機構または営業所を通じて取得した当該機構または営業所と実際に関係のある債券利息は含まれない。

出典：「財政部、税務総局の公告 2026年第5号 中国国内債券市場への国外機関投資に対する企業所得税・増値税政策の継続実施に関する財政部、税務総局の公告」

<https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247077/content.html>

### 二、「財政部、税務総局、国家発展改革委員会、民政部、商務部、国家衛生健康委員会の公告 2026年第7号」介護、保育、家事等のコミュニティ（社区）家庭向けのサービス業に対する税・費用優遇政策の継続実施に関する財政部、税務総局、国家発展改革委員会、民政部、商務部、国家衛生健康委員会の公告

中国財政部、税務総局、国家発展改革委員会、民政部、商務部、国家衛生健康委員会は、2026年1月1日から2027年12月31日までの間、介護、保育、家事等のコミュニティ家庭向けのサービス業に対する税・費用優遇政策を継続実施することを公表した。政策の内容は以下のとおりである。

1. コミュニティ介護、保育、家事サービスの提供により取得する収入については、増値税を免除し、また企業所得税の計算上、上記サービスによる収益は90%を計上する（10% 損金算入可）。
2. 上記サービスのために使用される不動産（建物、土地）については、不動産取得税、固定資産税、都市土地使用税を免除する。また、関連建設プロジェクトについては都市インフラ整備費及び各種の行政事業性手数料を免除する。
3. 条件を満たす家事サービス企業が、三者間契約を締結、報酬を支払い、研修管理を実施、管理システムを使用して家事人員を登録する場合、家事サービスによる収益についても同様に増値税を免除する。政策では、関連書類を保存し、部門間の連携による監督管理を強化し、優遇措置の確実な実施を確保することが求められている。

出典：「財政部、税務総局、国家発展改革委員会、民政部、商務部、国家衛生健康委員会の公告 2026年第7号」介護、保育、家事等のコミュニティ（社区）家庭向けのサービス業に対する税・費用優遇政策の継続実施に関する財政部、税務総局、国家発展改革委員会、民政部、商務部、国家衛生健康委員会の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247151/content.html>

### 三. 「財政部、税務総局の公告 2026 年第 11 号」 輸出業務に係る増値税及び消費税政策に関する財政部、税務総局の公告

財政部、税務総局が発表した「輸出業務に係る増値税及び消費税政策に関する公告」(2026 年第 11 号)(以下、「公告」という)は、新版「増値税法」及びその実施条例との整合を図り、現行の輸出還付(免税)制度を継続かつ最適化し、輸出貨物、越境サービスによる販売及び無形資産などの輸出業務に係る増値税及び消費税政策を体系的に規定することを目的としている。

1. 公告では、条件を満たす輸出貨物について、規定に基づき増値税の還付(免税)政策を適用することを明確にしている。うち、自社輸出、委託輸出及び保税区域への貨物販売、免税店企業の商品購入、電気機械製品の落札品、国際運輸企業が消費する貨物、特別区に輸入される水道、電気、ガス、ガス、新しく製造された容器、宇宙船および関連物資など、自社輸出、委託輸出、及び様々なみなし輸出業務が含まれる。
2. 越境サービス及び無形資産に関しては、公告によると、完全に国外で使用される研究開発、デザイン、ソフト・ウェア開発、オフショア・アウトソーシング、放送・映画・テレビ番組制作などのサービスに対する免税又は還付(免税)処理が認められ、同時に、国際輸送、宇宙輸送、対外修理・修繕業務なども含まれる。
3. 政策では、還付(免税)の具体的な方法は、「免税・控除・還付」と「免税・還付」の2種類に分類される。製造企業及びサービス・無形資産を直接輸出する貿易企業には「免税・控除・還付」が適用され、購入した貨物やサービスを輸出する貿易企業には「免税・還付」が適用される。公告では、輸出還付率の原則及び適用時期の基準が定められ、還付率は原則として適用税率を基準とし、通関日、インボイス発行日又は貨物の出港(離境)日をもって確定することが強調されている。

出典: 「財政部、税務総局の公告 2026 年第 11 号」 輸出業務に係る増値税及び消費税政策に関する財政部、税務総局の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247437/content.html>

### 四. 「財政部、税務総局の公告 2026 年第 15 号」 「長期資産の仕入税額控除に係る暫定弁法」に関する財政部、税務総局の公告

中国の「長期資産の仕入税額控除に係る暫定弁法」(以下、「弁法」という)は、主に増値税一般納税者による長期資産の購入に伴う仕入税額の控除方法を規定するものである。長期資産には、固定資産、無形資産及び不動産等が含まれ、その仕入税額は原則として全額一括控除が認められているが、特定の資産については規定に基づき分割して控除する必要がある。

1. 弁法は、控除可能な範囲、控除できないケース(免税プロジェクトや従業員福利厚生等に関連する資産など)を明確にし、企業は資産を実際に使用開始後でなければ控除できないことが定められている。
2. 同時に、使用中の資産について用途の変更、譲渡または廃棄が生じた場合、仕入税額の戻しや調整を行い、税額控除の正確性を維持すべきとしている。
3. 弁法は、長期資産に関する仕入税額の処理ルールを統一し、企業の税務行為を規範化し、税制の公平性と透明性を促進することを目的としている。

出典: 「財政部、税務総局の公告 2026 年第 15 号」 長期資産の仕入税額控除に係る暫定弁法に関する財政部、税務総局の公告」 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c102416/c5247500/content.html>